

# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県病院局財務規程（平成 16 年病院局管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）、本件委託契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県ふたば医療センター附属病院が発注する工事に關し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

## 記

### 1 発注者（契約権者）

福島県ふたば医療センター附属病院長 谷川 攻一

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者。
- （2）福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 634 2 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限期間中でない者。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者。
- （4）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。
- （5）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

### 3 入札参加手続等

- （1）入札公告、福島県工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）、契約書（案）、福島県工事請負契約約款等を熟知すること。
- （2）設計図書等に対する質問について  
設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 1 号）により直接持参又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。  
なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。
- （3）現場説明会は行わない。

(4) その他

- ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。
- イ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

#### 4 入札等

(1) 入札書等の提出について

入札に参加する者は、入札書（様式第2号）及び見積内訳書（様式第3号又は任意様式）を以下の方法により提出しなければならない。

ア 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

イ 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

ウ 中封筒には、入札書及び見積内訳書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、工事名、工事番号、工事箇所名及び開札日を記載すること。

エ 外封筒には、入札書等（上記4（1）ウに示す書類）を同封した中封筒を入れ、外封筒の表に、会社名、工事名、工事番号、工事箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先及び入札書等在中の旨を記載すること。

オ 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

(2) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書等の提出を行うこと。

#### 5 開札等に関する事項

(1) 落札候補者の公表について

予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

(2) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、福島県ふたば医療センター附属病院のホームページにおいて行う。

#### 6 入札参加資格要件等の審査に関する事項

(1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに第1順位の落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、入札参加資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（様式第4号）に当該書類を添えて提出しなければならない。

(3) 入札参加不適格の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第5号）により通知する。

(4) 入札参加不適格理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 上記6(4)アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ 上記6(4)イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

(5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

## 7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

財務規程第192条第1項第5号の規定に基づき入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。

ウ 財務規程第174条各号（別記）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の納付及び還付・減免については、別に定めるところによる。

オ 落札者は、別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

## 9 契約の方法等

### (1) 契約の確定

契約は、地方自治法第234条第5項の規定により甲及び乙が記名押印したときに確定する。

### (2) 契約書は工事請負契約書によるものとし、以下に定める場合については特記事項を挿入する。また、特約条項として各条項を挿入する。

ア 工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合。

イ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104条）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合。

### (3) 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

### (4) 工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を順守すること。

## 10 その他

### (1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 書類は原則としてA4判とすること。

### (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。

### (4) 経営事項審査について

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること（契約金額が500万円（建築工事にあつては1,500万円）以上のものに限る）。

### (5) 配置予定の技術者について

ア 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として応札する場合

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

イ 他の建設工事の配置技術者を当該工事の配置技術者として応札する場合

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の専任を要する期間が当該工事の専任を要する期間と重複していなければ配置予定技術者とすることができる。ただし、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

ウ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札候補者を辞退せずに落札者を決定した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札参加資格制限を行うことがある。

エ 直接的かつ恒常的な雇用関係

配置予定技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、当該技術者が専任である必要がある場合（請負金額が建築工事にあつては9,000万円以上。それ以外は4,500万円以上。）には、さらに開札日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要である。

オ 監理技術者等の途中交代

建設業法第26条第2項及び第3項に定める監理技術者等を配置した工事において、途中で監理技術者等を交代させる場合、交代前の者と同等以上の技術力を有する者を配置することを前提に、一般的な交代の条件（監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職の場合、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合など）に加え、建設現場における働き方改革等の観点から、交代の必要性に係る具体的な内容について、書面により受発注者間で協議のうえ合意したものに限り認めるものとする。

(6) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効（ただし、入札心得第6条第1項第2号から第6号までの規定に基づく無効を除く。）の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。再度入札を執行しても落札候補者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。

(7) 被災者等の雇用について

本工事の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

(8) 工事完成後の実地調査について

下請保護の観点から、落札率の低い工事や下請契約の適切性が懸念される工事について下請状況を確認するため、下請代金支払い後に元請、下請業者に対して個別に実地調査を行う場合がある。調査の対象となった場合は、調査に協力しなければならない。

なお、調査の結果、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事実が確認された場合、県は違反した者及びその者を指導する立場にある者(県から直接工事を請け負った元請や違反した者の元請)に対して指導を行う。

これに対して適切な対応がなされない場合には、入札参加資格制限、工事成績の減点などの措置を行う場合がある。

(9) 積算内容に対する疑義申し立てについて

この入札に参加した者で、積算内容等に疑義がある場合は「工事等の積算内容等に対する疑義申し立てに関する試行要領」(令和3年8月2日付け3財第1187号総務部長通知)により、契約の締結前に疑義の申し立てができる。

(10) スライド条項に基づく請負代金額の変更

ア 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ、発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事(受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。)は、約款第26条第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

イ 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

ウ インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(11) 不可抗力による損害の負担

約款第30条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。

(12) 単価適用日変更に伴う特例措置

約款第59条の規定に基づき、当初契約締結日時点における直近の単価表を適用した積

算に基づく契約に変更するため請負代金額の変更の協議を請求することができる。

(13) 建設労働者の休養

日曜、祝日及び休日は、労働者を休養させるよう配慮すること。

(14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約権者等に対して、その旨を工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書（福島県条件付一般競争入札実施要領様式第10号）及び当該事象の状況の把握のため必要な情報と合わせて通知すること。

福島県病院局財務規程（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 174 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手方が官公署及び管理者がこれに準ずるものと認める法人であること。
- （2） 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- （3） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- （4） 契約の相手方が、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。以下第 192 条第 1 項第 2 号において同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 192 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （5） 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （6） 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- （7） 固定資産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- （8） 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （9） 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （10） 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあっては、100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （11） 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （12） 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。



(入札保証金の減免)

第192条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年間に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (4) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 工事の請負契約、測量等の委託契約、物品の購入契約及び庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を実施するとき。